

清算所得課税廃止に伴う法人県民税・事業税の変更点

平成 22 年度の税制改正で、清算所得課税が廃止されたことにより、平成 22 年 10 月 1 日以後に解散した法人の申告については、以下のようになります。

区 分			平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した法人	平成 22 年 10 月 1 日以後に解散した法人	
申告様式	解散の日までの申告		第 6 号様式	第 6 号様式	
	清算中の各事業年度の申告		第 8 号様式 (清算予納申告)		
	残余財産が確定したときの申告		第 9 号様式 (清算確定申告)		
税率の判定	解散の日までの申告		事業年度ごとに判定	事業年度ごとに判定	
	清算中の各事業年度の申告		事業年度ごとに判定		
	残余財産が確定したときの申告		県民税は超過税率		
	事業税	軽減税率の判定	資本金又は出資金の額	解散の日	解散の日
			事務所等のある都道府県数	解散の日	事業年度末日
	県民税	法人税割	超過税率の判定における 資本金又は出資金の額	解散の日	事業年度末日
均等割		資本金等の額	事業年度末日	事業年度末日	
分割基準	分割するか否かの判定		解散の日	事業年度末日	
	業種の判定		解散の日	事業年度末日	
	使用する分割基準の数値		解散の日を含む 事業年度の数値	各事業年度の数値	